

[明石市労働組合連合会への回答]

ジェンダー平等社会実現を求める要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

[ジェンダー平等の実現に向けて]

本市では、「SDGs 未来安心都市・明石」を掲げ、ジェンダー平等を推進し、性別などにかかわらず誰もがその個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会の実現を目指しています。

その取組として、これまでに、女性の意思決定過程への参画や審議会等における委員の多様性の向上等に関する検討会を開催し、また検討会での提言を踏まえ、「あかしジェンダー平等の推進に関する条例」を昨年4月に制定しました。

さらに、昨年度においては、教育現場における研修や、市民向けに男性の家事・育児参画意識向上を図るためのイベントを実施したほか、市内中小企業に対しジェンダー平等を促進するための就業規則制定等に係る助成制度を開始するなど、具体的な取組も実施したところです。

今後も上記取組を継続するとともに、市が先導的な役割を果たしながら、さらに充実した取組を進めていく考えです。

貴労働組合にあっては、こうした本市の考え方をご理解いただき、格段のご協力をお願いする所存です。

以上のことを踏まえ、各項目について、回答します。

- ① 職場の男女平等を推進するため、労使協議の場を設定すること。
- ② 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画は、会計年度任用職員等を含めた全ての職員を対象とすること。また、特定事業主行動計画の数値目標に対する検証を労使で行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- ③ セクシュアル・ハラスメントなどをはじめとする、あらゆるハラスメントの防止に向けて、労使協議のもとで対策強化を図ること。
- ④ 育児・介護に関する休暇制度を充実させること。特に子育て支援策の強化として現行の子の看護休暇については、既に県で制定されている子育て支援休暇を参考に、休暇要件を看護に限定せずに拡大し、対象年齢も義務教育終了への引上げ、付与日数は10日の上限日数を撤廃するなど制度の見直し充実を図ること。また、育児部分休暇の取得要件を小学校6年生終了時まで拡大すること。
- ⑤ 休暇制度や扶養手当等、同性パートナー等を対象とできるよう見直しを行うこと。

本市では、職員が仕事と家庭の両立を図り、安心して意欲的に職務に取り組むとともに、性別等にかかわらず全ての職員が職場で一層能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、「明石市特定事業主行動計画」を策定し、関係部署と連携しながら、取組を進めているところです。

この計画においては、会計年度任用職員等全ての職員を対象としており、これまでも、休暇制度の改善や計画的な年休の取得推進などを実施してきました。

現在は、明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会の提言を踏まえ、当計画に掲げる女性監督職（係長級）比率の遵守はもとより、女性管理職等の割合引上げに必要な支援の検討や男女ともに分け隔てなくキャリアアップができるキャリアパスの整備などを進めています。

また、女性活躍推進法に基づき、男女間賃金格差の状況把握や格差の縮小を図るため、男女別の給与の状況を公表することになっており、本市においても、昨年度から、当計画の実施状況と合わせて、市ホームページに公表することとしています。

今後も、当計画等を踏まえ、実効性のある取組を進めるとともに、各施策の実施状況の検証など、協議すべき事項は、協議していく考えです。

次に、ハラスメントについては、人権にかかわる重要な問題であると認識しており、職員が働きやすい職場環境づくりを進めるため、「職場環境ガイドライン」を踏まえた取組を行っているところです。

具体的には、これまで新規採用職員、新任係長級職員及び新任管理職を対象とした階層別研修や、一般職員及び技能労務職員を対象とした研修を実施しました。

また、昨年度においては、入庁2年目職員を対象にハラスメント防止研修を実施し、今後も新規採用職員スタートアップ研修2のプログラムにハラスメント防止研修を組み込むことで継続して研修を実施するほか、局部長会議においても、風通しの良い組織づくりに向けて周知徹底を図るなど、実効性のある防止策に取り組んでいるところです。

そして、子育てや介護支援に関する休暇については、令和2年度に介護休暇の取得可能期間を6月から1年に延長するとともに、学童保育施設に小学校3年生までの子を迎えに行く場合を対象に、育児部分休暇制度を導入するなどの改善を図ったところです。

同性パートナー等を対象とする休暇については、本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を踏まえ、令和3年度から、結婚休暇、忌引休暇等の取得を可能としています。

今後も、子育て支援等に係る休暇等の取扱いについて、運用状況の検証を行うとともに、県及び近隣他市の調査・研究も進め、協議すべき事項は、協議していく考えです。